

Q1 学校として、子どもや保護者からの要望には、どう対応したらよいのでしょうか？

A2 子どもが、何を願い何に困っているのか、担任や特別支援教育コーディネーターによる実態把握を基に、必要かつ合理的な範囲で、学校として行える対応について、学校と保護者等の間で丁寧に合意形成をしていくことが大事です。その際、すでに各校に設置されている校内（教育支援）委員会で検討を重ねるなど、校長のリーダーシップの下、教頭、特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の充実が必要です。（参考2 5）参照



Q2 合理的配慮の必要性が高まると、個別の配慮で手一杯になるのでは？

A2 「信州“Basic”」等による学級づくり・授業づくり等の工夫により、集団指導の中で、特別な配慮の必要な複数子どもたちに対し、一定の配慮を行うことができます。その上で、必要に応じて個別の配慮を行うことが大切です。



なるほど！合理的配慮と聞いて、不安に感じていましたが、私たちが、学級担任、教科担任としてこれまで取り組んできたことの見返しや日々の授業づくりがスタートになりそうだと分かりました。



○先生や◇先生の取組を全校に広げていくことから始めよう。それから、校内（教育支援）委員会がますます大切になりそうだ。校内委員会のメンバーや開催方法など、他の学校の取組の工夫も参考に、本校の特別支援教育を充実する機会としていこう。

【本リーフレットに係る問い合わせ先】

長野県教育委員会事務局特別支援教育課指導係 電話番号 026-235-7456

E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp

【参考1：教育相談先】各特別支援学校では、特別支援教育に係る様々な相談に対応しています。

長野盲学校	026-243-7789	松本盲学校	0263-32-1815
長野ろう学校	026-241-5320	松本ろう学校	0263-58-3094
長野養護学校	026-296-8393	伊那養護学校	0265-72-2895
松本養護学校	0263-59-2234	上田養護学校	0268-35-2580
飯田養護学校	0265-33-3711	安曇養護学校	0261-62-4920
小諸養護学校	0267-22-6300	飯山養護学校	0269-67-2580
諏訪養護学校	0266-62-5600	木曾養護学校	0264-22-3553
花田養護学校	0266-28-3033	稲荷山養護学校	026-272-2068
若槻養護学校	026-295-5060	寿台養護学校	0263-86-0046

須坂市立須坂支援学校 026-245-0082

【参考2：参考資料等】※3)～6)は、長野県教育委員会による

- 1) 国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム構築支援データベース
[<http://inclusive.nise.go.jp/>] ※合理的配慮の事例等について
- 2) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
[http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm]
- 3) 教育支援ハンドブック（平成27年3月）※新たな就学相談（教育支援）について
[<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/tokubetsu-shien/tokubetsushien/kyouikushien.html>]
- 4) 発達障害児等を支える指導・支援事例集（平成24年3月）※具体的な支援の事例について
[<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/tokubetsu-shien/tokubetsushien/tokubetsushien/jireshu.html>]
- 5) 特別支援教育コーディネーターハンドブック（平成25年3月）※校内支援体制の構築について
[<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/tokubetsu-shien/tokubetsushien/handbook.html>]
- 6) 信州“Basic”～授業づくりのポイント～
[<http://www.edu-ctr.pref.nagano.jp/kjouhou/sinsyubasic/basic.pdf>]



今こそ、 通常の学級における 特別支援教育の充実を

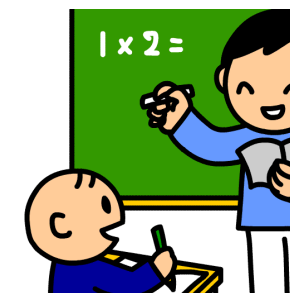


～「障害者差別解消法」の施行を受けて～

私たち教師は、担当する児童生徒一人一人が、毎日の授業の中で自らの力を一杯発揮し、輝くことを目指して日々の教育に当たっています。

一方、学級担任、教科担任として、発達障がい等により特別な教育的ニーズのある子どもたちが、授業の中で自らの力を発揮できる授業づくりに苦慮している場合もあります。

そこで、県教育委員会では、「障害者差別解消法」の施行を受けて、すべての子どもが輝き、共に学び共に育つ学校を目指し、これまで推進してきた通常の学級における特別支援教育をさらに充実したいと考え、このリーフレットを作成しました。



○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）とは？

障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年に制定されました。平成28年4月に施行されます。

○学校教育における「合理的配慮」とは？

合理的配慮は、特別な配慮がないと他の子どもたちと同じように学ぶことが難しい子どもが、特別な配慮を必要としない子どもたちと同じスタートラインに着くためのものです。

まずは、これまで各学校、各学級で行ってきた個別の配慮を合理的配慮の観点〔P.4 参考2 1）参照〕から見直すところから始めます。その上で、さらにそのお子さんにとって必要な配慮を合理的配慮として加えていくことが大切です。

通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある子どもたちが、もっている力を十分に発揮するために

個への視点

合理的配慮

発達障がい等があり、集団の授業に参加する上で特別な教育的ニーズのある子どもたちへの合理的配慮の例を示しました。
その子がどんな困難さを感じているかを把握し、その子に合った合理的配慮が提供されれば、その子は授業で力を発揮することができ、日々の学校生活の中で自己肯定感を高めていくことができると考えます。

◇教師や友達に自分の考えや思いを話すことが困難なAさんに

⇒ 教師がAさんの話したい気持ちを受け止め「～ということかな」と補う、発言の仕方や話し合いの仕方をまとめたカードを用意する、小グループでの話し合いの場を設定するなどの工夫を段階的に行います。その結果、言葉での自己表現に意欲的になることが期待できます。

◇注意されることが多く、自信を失いがちなBさんに

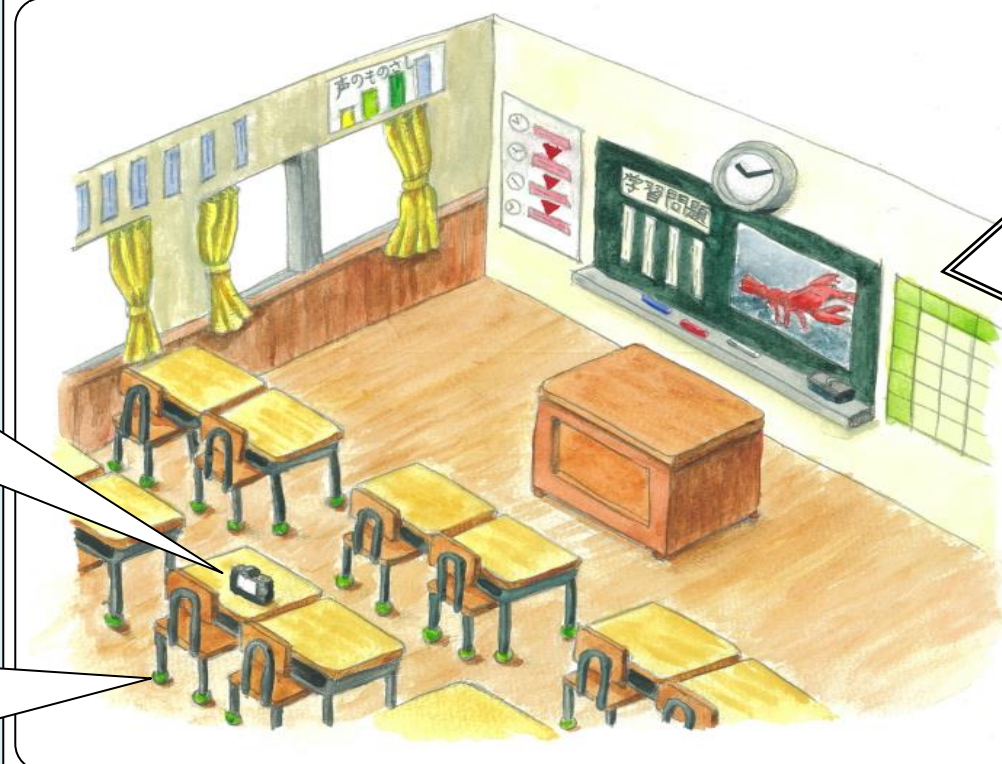
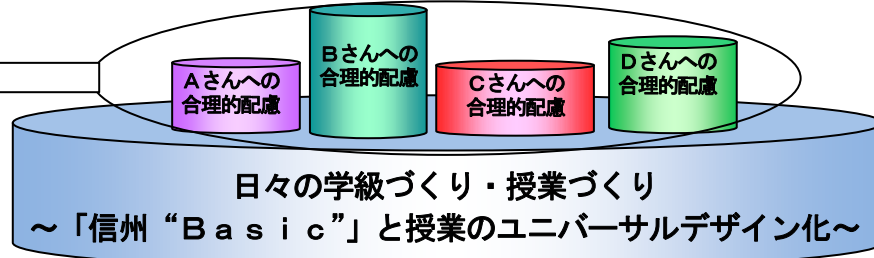
⇒ 友達同士が認め合う場の設定を行い、よい面を認め合えるような受容的な学級づくりを進めます。その結果、Bさんの自己肯定感の高まりが期待できます。

◇黒板の字を書き写すことが苦手なCさんに

⇒ デジカメ等で黒板を撮影し書き写さなくてもよい状況をつくることにより、教師の説明や友達の発言を聞くことに集中できます。その結果、授業がよく分かり理解が進むことが期待できます。

◇聴覚過敏があり不安定なDさんに

⇒ Dさんにとって不快な音が出ないように机・イスの脚にテニスボールを付けることにより、安心して授業に参加することができます。その結果、学習意欲が高まることを期待できます。



集団への視点

「信州“Basic”」と授業のユニバーサルデザイン化

合理的配慮を効率的に行うための土台となるのが、日々の学級づくり・授業づくりです。本県で大切に取り組んできている「信州“Basic”」と授業のユニバーサルデザイン化は、特別支援教育のポイントが、非常に多く共通しています。

- ◎ 学び合える雰囲気学級づくり
 - 子どもたちの「できた」を認め合うとともに、子どもたちの「分からない」「困った」という声に耳を傾ける教師がいることにより、安心して意思表示のできる子どもが育ち、授業が活性化し、学び合う雰囲気が生まれます。
- ◎ 「ねらいを明確に」
 - 学習問題を明確にして、子どもたちが、授業のめあてや学習の見通しをもって取り組めるようにしましょう。
- ◎ 「めりはりをつけて」
 - 具体物や視聴覚機器の活用により、五感を使って学習できるように工夫しましょう。
- ◎ 「ねらいの達成を見とどけて」
 - 学習カード等の工夫やグループでの話し合いの工夫により、子どもができたことを認めていきましょう。
- ◎ 板書計画
 - 分かりやすさに配慮しましょう。

学習問題	追究	まとめ
.....	Aさん
.....	Bさん
.....



その子の姿から教育的ニーズを把握して、合理的配慮や授業のユニバーサルデザイン化を踏まえ、授業づくりを行った事例を紹介します。

①【Aさんの実態（作文に関して）】

- ・書き始めるまでに時間がかかる。
- ・文章はいつも同じパターンで2、3行。
- ・作文の授業は苦手。できれば書きたくない。

書くことが思い浮かばないのかな？ (担任のとらえ)

②【ある日の姿】

- ・遠足の写真を見て、教師に語り始めるAさん。「先生あのね・・・(出来事)(感想)(説明)・・・」

伝えたいことは、たくさんあったんだ。(担任の気づき)

③【Aさんの教育的ニーズ】

- ・思いを作文でも表現したい。
- ・思い出すきっかけがほしい。
- ・頭に浮かんだことを、整理したり、選択したりする方法を知りたい。

④【Aさんの支援仮説】

※こんな支援があれば・・・

- ・内容の整理、選択につながるワークシート
- ・静止画像 ・個別の声掛け
- ・やり方の演示

【教員間の連携による子ども理解・教育的ニーズの把握など】
※特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、学年会、研究主任などによる教員間の連携が担任を支える。

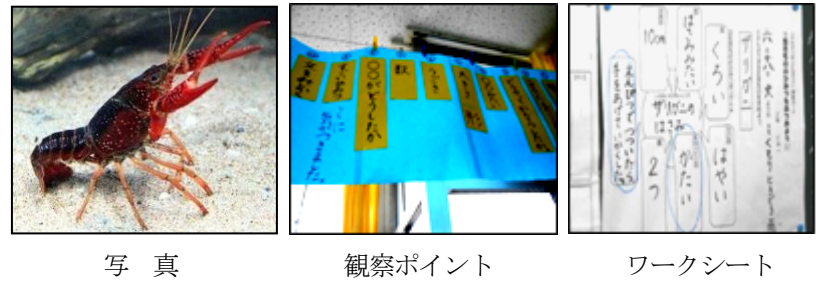
【保護者との合意形成】

※連絡帳や口頭で、姿・推察したニーズ等を伝えるとともに、配慮の内容を共通理解する。

そういえば、家庭でも...

⑤【Aさんが、作文の授業に参加するための配慮】

小2国語 単元名「かんさつ名人」～生きもののひみつあつめ～
(授業の概要) 観察したい生き物を決めて実物を観察し、様子や気づいたことを文章に書く。



- ◆写真の提示
- ◆観察ポイントの掲示
- ◆ワークシート
- ◆机間支援の個別の声掛け「特に心に残ったことを3つ教えて」

⑥【作文の完成】

写真を見ながら、ワークシートに、気づいたことをどんどん書き込むAさん。
担任と相談し、書くことを3つ選んで作文を書きあげました。

まとめ 「合理的配慮を考えたときのポイント」

- ◇ その子が、みんなと共に学習をするときに、自分のもつ力を一杯発揮できる状況を考えます。(みんなと同じスタートラインにたつための配慮と考えます)
- ◇ 本人・保護者と合意形成を図った合理的配慮については、その内容と根拠(なぜその配慮か)を文章に記すとともに、必要に応じて変更・調整を行い、引き継いでいきます。(例：個別の指導計画・個別の教育支援計画に記述)